

K120.1

20

4

内藤恥叟謹述

奉
勅
修
訂
金
鑑

卷之四

版權所有
集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克リ孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習セ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ通外實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民俱ニ遵守スニキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ申外ニ施シテ情ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シテ誠其禮アニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　　御璽

奉勅 修身鑑卷之四

内藤恥叟 謹述

第一章 國體

第一節

○我が大御國^い、日の本^とて、東の海^ます
すぐれ立ち、常世^{とよよ}に榮ゆる國^くよして、そ
の古^い、豊葦原^{とよあいはら}の瑞穂^{みずほ}の國^くとぞ聞えける。
○始めて此の國^くを知ろしめされり、
天祖天照大神の御孫なる、瓊々杵尊^{きよよしむかみ}

渡らせたまへるなり。

○天照大神この國を以て、瓊々杵尊に傳へさせたまひ一時、宣たまひけるは、
豊葦原の瑞穂の國は、我が子孫の王たる
べき國なり。汝就きて知らすべし。寶祚
のさかえんこと、天地と共にどこへな
るべー」となり。

第二節

○瓊々杵尊此の國を知ろ一め一給ひたれ



ども、時あらく世昧くして、未だ遽かよ
開き難かり一なり。

○されば、西のほとりにおはしまして、
徳を積み恵みを垂れ給ひて、子孫の榮え
と、國民の賑ひを待たれ給ひけり。

○その三世の御孫よ、神大倭磐余彥尊
と申す御方あり。始めて四海を平げ、斯
の民をして、洽く王政に浴せしめ、以て
この大御國を建てさせ給ひたり。これ即

ち 神武天皇にまーますなり。

第三節

○神武天皇ハ、我が 天皇の初代ニ渡
らせ給へば、此の君、御卽位の年を以て、
我が國の紀元とは定められたり。
○これより一て、寶祚ハ、天地と同ドく
うごきなく、皇威ハ、日月と共に輝き渡
りて、かもりあきは、世界廣しといへど
も、實ニ我が國一つあるのみ。

○かゝる尊き國なるも、誠は代々の大君也、我等が祖先の人々の、偏に天祖の大詔を謹み守り奉り一よよるなり。

第四節

○御國に功勞あり一我等が祖先をば、朝廷よりいつき祭りて神と一あがめ、永くその徳を後の世よ輝か一給へり。此の大御心を思ひ奉れば、爭でかいさをゝ立てずして叶むんや。

○いさをゝ立てんよハ、忠孝に一くものなし、國よ忠臣あれば、其の國愈榮え、家よ孝子あれば、其の家益賑ふ。孝を盡せば忠となり、忠を盡せば孝となる。その大本ハ一つなり。

○御國よ生れ一人々は、天祖以來御代御代の皇恩をヨキまへて、皇室に忠を盡くし奉り、又わが先祖・父母の恩をもおもひて、家運の長久をねがふべし。

○斯く忠孝を全くせんよハ、平日は、家業を勵みて、一家を安くし、其れより進みて、一郡一國の利益をはうり、ある時は、身を棄てゝ國に報い、萬世無窮の皇運を扶翼へ奉るべきなり。

第二章 孝悌

第一節

○父母世にいます時ハ、これを愛し、これを敬し、其の心を安んド悦むせ奉るべし。



○既よみまかりたまふ時ハ、禮レヒを以テて、これを葬スルり、朝夕タツタツ其の靈位レヒを拜禮ハヘイして、忌キ辰タケシより、厚く祭マツルりを行ふべし。

第二節

○兄弟姉妹ありとても、親愛せゼバ、何小ウせん。

○世ヨリは、たまタマくもてる兄弟姉妹モモ、財の爲めに疎遠モモとなる、淺まタマーき例モモも無きモモあらず。

○財を愛ハシメして、同胞ドウボウを棄つるハシメ、人の道モトは背ハシメきたる、行ひなることを知ルべし。

第四章 和順

第一節

○男子ハ、男子の勤ハシメむべき業モモあり。女子は、女子の勤ハシメむべき業モモあり。

○夫婦ハフの心得ハシメ、夫ハシメは、外モモを勤ハシメめて一家モモを安ハシメくし、婦ハシメは、夫ハシメに事ハシメへて、よく家内モモの事を治ハシメめ、常モモ衣食モモを整ハシメへ、夫ハシメをして、



公利・公益の業に身を委ね一むるにあり。

第二節

- 夫の婦に對するは、和愛(わい)を以て、其の本とせよ。
- 婦の夫よつかふるは、貞順(じゆのん)を以て、其の本とせよ。
- 婦は、舅姑(しゅうご)を實の父母として、孝養を盡くすべし。

第五章 信實

第一節

○心よ誠なきものは、忠も眞の忠ならず。孝も眞の孝あらず。其の他の百行、皆眞實のものにあらず。

○忠よあらずして、忠と見せ、孝にあらずして、孝と見せるを偽善といふ。

○偽善ハ、いや一むべー。まと恐るべー。

第二節

○世の公利・公益を起すハ、獨の力を以て、

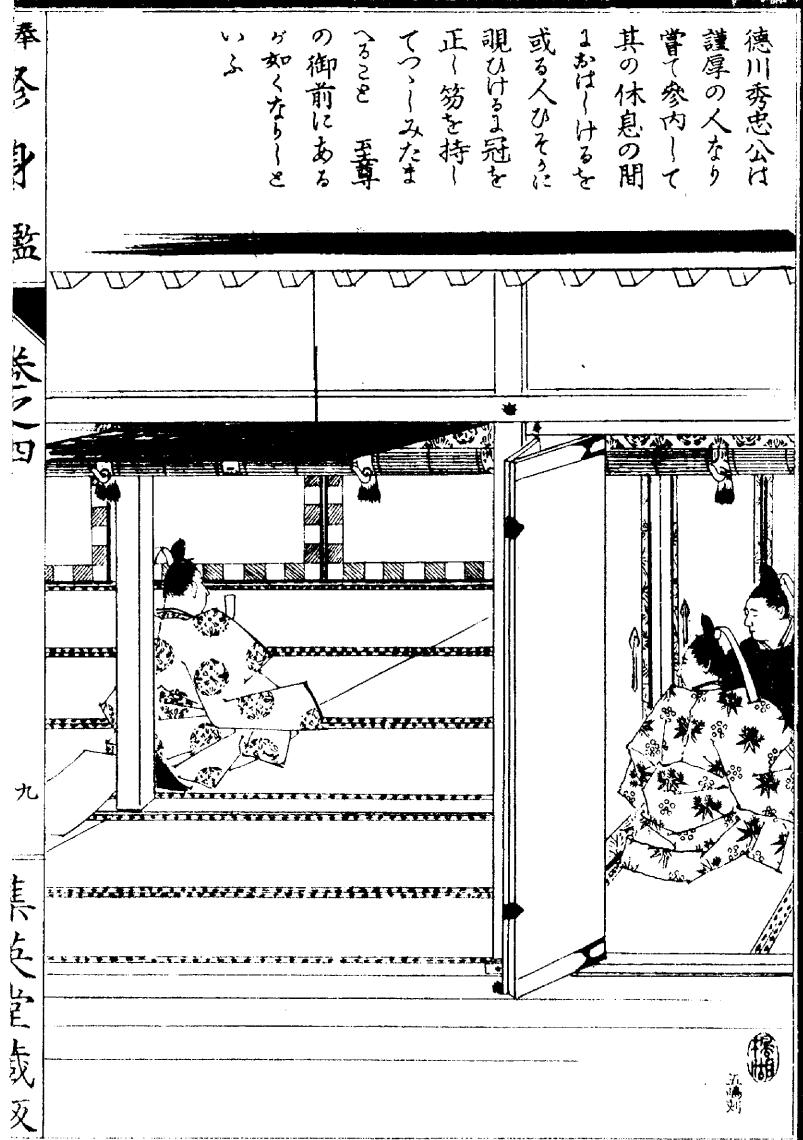


濟をことを得ざるもの多し。其の事業
大なきば、大なるに隨ひて、人の力を要
むること、まとまるべし。

○衆人の力を集むるは、唯信義の一つよ
あり。信義の心厚ければ、人服す。人々
服して、其の力を盡くすを時ハ、事として
成らざることあし。

第六章 禮敬

第一節



- 人ハ、威儀を正しくもべし。
- 威儀みどりまれば、心もあさぎひて不敬となるべし。
- 坐見る時、立つ時、行く時、卧る時、皆禮ありてたことあるべからず。みどりにモベからず。
- 禮の本ハ、敬也あり。
- 敬とは、心をわきまへにせず、過ちむることあり。
- かく心を用ふる人ハ、常に行儀を正しくして、かり初より、人をあんどらず。おのれ人をあなどらざれば、人まゝこれよまづからめを加ふることなし。
- 故に、禮敬ハ、世に立ちて、身を守るの要なり。

第二節

第一節

- 人其の心を恭しくし、其の身を儉はすれば、よろづの惡事を免れ、一たびひてさいまひ至るべし。
- 若しこれよ反して、おどりほよいまゝなれば、人に憎まれ、世よ疎んぜられ、つひよは産を敗り身を亡なすよ至るべし。
- 故に、古人ハ、恭儉を以て、身を守るの要とせり。



第二節

- 儉と吝との區別を知るべし。
- 儉は、身の程を守りて、財をたくまへ、一家の幸福を保つものあり。
- 吝は、財をむさぼりて、飽くことを知らず。義理・人情をも顧みざるものあり。
- 儉なる人の財を蓄ふるは、徳を蓄ふるなり。吝なる者の財を積むは、禍を積むあり。

第八章 仁慈

第一節

- 人間の樂みは、みづから善をなし、人をすくひて、其の悦びを見るにえたるものなし。
- 善をなして、もつとも心よ樂きは、陰徳を施すことなり。
- 陰徳とは、善を行ひて、人に知られん事を求めざるをいふ。

板倉重宗朝臣播州明石の城中にある人麻呂の祠を海濱に移さめこれま高燈籠を寄附して終夜火を點せめらるこれより此の海を通行する船舶此の火の爲めに難を免るもの多くとづ



第二節

- 内にありては、一家・親族と睦ましく、外も出でゝは、朋友・知人と相親まんことを思ひ、恕といふことを忘るべからず。
- 恕といひ、「おもひやり」といふことなり。吾が身をつめりて、人の痛さを知れといふ諺は、此の恕の意をいひたるあり。
- 己れの欲せざる所をば、人ふも施すことなうれといへるも、亦此の意なり。

第九章 勤勉

第一節

○古人ハ、學を修め業を習ふに、寸陰ときを惜めり。

○千々のこがねハ、一たび失ふと、再び得る時あり。一寸の光陰ときは、一たび失へば、再び得ること叶ふべからず。

○我ガ學問を成就せんよハ、日夜怠らず刻苦するも、やゝもすれば障りにあひて、

進みヶたき憂うへあり。

○徒らよ光陰を送らバ、たとひ才あるも、遂に成就の期あるべからず。

第二節

○玉みがゝずバ、器をなさド。人學がくまずば、道をしらド。

○人ハ、學ぶにしとぎひて、賢くなり、玉は、みぐくよしたがひて、光りを増す。

○怠惰だいだくハ、衆惡しゆおきの病根びやうよーて、精勤せいしんは、

塙保己一は盲目な
れども學問を好み
常に人に書を讀せて
悉くこれをそん
トけりある夜講釋
の席にて風の爲めに
燈火の消えければ
門人等先生暫く
待ち下されよ
といひけるに保己一
笑ひてまく目あ
きが不自由のものよ
と笑ひ一とすん



○衆善の良藥と知れ。
○幼年に一て怠れば、時を失ふ。壯年よ
一て懈きば、譽れを得ず。

第十章 義勇

第一節

○義勇の本は、忠孝にあり。
○忠孝の心、源となりて、溢れ出でたる
やのならば、勇武は、ますく勇武ヨー
て、いかある強敵よりも、屈する事なく、

剛強は、ますく剛強にて、いうなる
艱難より、撓むことなかるべし。

第二節

- 御國の民たらんものは、常に勇武の氣象を勵まして、精神活潑なるべし。
- 忠義を本とて、志節を高くすべし。
- 怯弱の態なく、剛毅の心を養ふべし。
- 斯くして、國の威光をかゞやうさんごと、實に此の國よ生れ一人の務めなり。

濱田彌兵衛ハ長崎の人
オリ其の頃臺灣に住む
紅毛人我ガ商船を攻め
たゞ怒り弟小左衛門
子新蔵をつけて彼
の島にわざう其の甲必
丹をもとめて我ガ船を
取り戻し日本の勇威を
大に海外よあらばせり



第十一章 國民の務め

第一節

○外國のあなどりを禦きて、國內の安全を護り、御國の武威を輝さんよひ、陸・海の軍備をかるべからず。

○こゝをもて、我ガ國の男子、十七と在れば、兵籍ひきより其の名をかゝげ、二十にいたれば、兵營に入りて、武事を習ふの國法あり。これを兵役の務めといふ。

○國家を守護しゆごし、國威を張るの兵員たることを得べきものひ、其の心・忠實にして、身體の強壯なると、犯罪はんざいの事なきものに限るなり。故ふ、此の選に當るものひ、實は我ガ國・男子の榮譽えいよなり。

○男子たるもののは、常に義勇の心を養ひ、其の身を強健けうせんとして、此の名譽ある務めに服せんことをねぐふべし。

第二節

弘安四年蒙古の賊大
舉して九州を侵す北
條時宗朝臣鎮西の
將士きてこれを防
ぐる河野通有等
よく戦ひて屢々賊軍
を破りしらたまく
大風船を覆へて十
萬の賊兵悉く筑紫
の海底に沈めり



- 陸・海の軍備を嚴ふべし。多くの兵員を備へ、他國と對峙し、國內の安全を護らんよハ、巨額の費用をなうるべからず。
- 此れ等の費用を辯せんぐ爲めよ、國民よりして、國庫に納るゝ金を國稅といふ
- 國に租稅なければ、政府立とす。政府立たざれば、國內一日も安全なること能はずして、其の獨立を保つこと叶ふべからば。

○故ニ、納稅は、國民の大なる務めの一つなることを辨へて、これを怠ることあるべからず。

勅奉
修身鑑卷之四 終

明治二十五年二月八日印刷

明治二十五年二月十日出版

版權

所

著者

東京府平民

内

藤

恥

叟

小

林

八

郎

發行兼
印刷者

東京府平民

東京市小石川區金富町五十三番地

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

